

与教第996号  
令和2年4月17日

与那国町立各小・中学校長 殿

与那国町教育委員会  
教育長 田原 伊明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する職員の対応について【第8報】(通知)

みだしのことについて、令和2年4月8日付け八教親第65号により、八重山教育事務所長より進達があります。

これを受け、本教育委員会は、管内小・中学校に勤務する県費負担教職員に対し、同様の対応をいたします。

つきましては、別添資料を御確認いただき、適切な対応をお願いします。

記

**1 特別休暇**

- (1) 職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっている場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の防止に必要な協力を求められた場合
- (3) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校(園)に伴う事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (5) 新型コロナウイルス患者との接触により濃厚接触者として健康観察又は検査対象となった等の場合

**2 職専免(自宅研修)**

- (1) 八重山郡外から入島後、2週間の自宅待機を求められた場合
- (2) 同居する家族が八重山郡外から入島したため、入島から2週間の自宅待機を求められた場合
- (3) 上記に該当しない職員についても、新型コロナウイルス感染症対応のため必要があると学校長が認める場合

**3 4月17日以後に島外へ出る場合(5月6日までを想定)**

- (1) 与那国町職員の対応に合わせ、4月17日以後に島外に出た場合は、郡外・郡内問わず、帰島後2週間の自宅待機とする。
- (2) 同居家族等も同様の対応とする。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課  
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp